

ハートメモリー筆山の霊園運営業務、
及び公益財団法人 悠久の丘の運営補助業務委託契約書(案)

令和5年度（令和6年6月期）契約

- 1：件名 ハートメモリー筆山の霊園運営業務、
及び公益財団法人 悠久の丘の運営補助業務委託契約
- 2：業務内容 別紙「委託業務の内容一覧」のとおり。
- 3：実施場所 ハートメモリー筆山（高知県高知市北高見町217-1）
公益財団法人 悠久の丘（高知県高知市介良乙985番地1）
その他、委託者が指定する場所
- 4：契約期間 令和5年7月1日より、令和6年6月30日まで。
- 5：契約金額 金 〇〇万〇,〇〇〇 円也。（消費税及び地方消費税を含む。）

上記「業務内容」記載の業務を委託することについて、委託者 公益財団法人 悠久の丘
(以下、「甲」と言う。)と受託者 株式会社 〇〇〇〇代表取締役(以下、「乙」と言う。)は、
次の各条項を双方合意の上、業務委託契約を締結した。

第1条【総則】

乙は、頭書「契約金額」記載の金額をもって、甲の定めた業務を、甲の求める水準にて実施しなければならない。

第2条【品質検査】

業務の品質については、甲が適宜に検査をすることとし、低水準、不十分、誤りの指摘等がなされた場合には、乙は速やかに是正、改善、修正の上、甲に再度の検査を求めなければならない。

第3条【諸経費】

受託業務の実施に要する諸経費は、乙の負担とする。ただし、受託金額に含めることが相当でない経費であって、甲がその負担を認めた場合は、この限りではない。

第4条【委託費の支払い】

甲は、本契約締結後、7日以内に、頭書「契約金額」の全額を乙に支払う。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払を完了するまでの日数に応じ、契約金額に対する年 2.5 パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として支払うものとする。

ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第5条【再委託】

乙は、甲による明確な事前承諾の明示がない限り、本契約の全部または一部を、第三者に委託することはできない。

- 2 乙は、本契約の全部又は一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

第6条【再委託に関する内容の変更】

乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、事前に甲の書面による承認を受けなければならない。

第7条【履行体制】

乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

第8条【個人情報等の取扱い】

乙は、本契約に係る業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人

情報等について、適正に取り扱うこととし、次の各号を遵守すること。

- ① 乙は、本契約の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
- ② 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し報告すること。
- ③ 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- ④ 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けると。
- ⑤ 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務(以下「委託業務」という。)を第三者に再委託をしようとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けると。
- ⑥ 乙は、委託業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。
- ⑦ 乙は、乙又は再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
- ⑧ 本契約による業務を終了するときは、個人情報等が記載されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
- ⑨ 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても他社に漏えいしないこと。
- ⑩ 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、被害拡大防止等のための適切な措置を採る

こととし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。

⑪ 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた損害について、賠償の責めを負うこと。

2 甲が必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先に事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3 乙が第1項各号の一に違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

第9条【権利義務の譲渡禁止等】

乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第10条【期限の延長】 乙は、自己の責めに帰することができない事由により業務の実施期限内に業務を完遂することができないときは、甲に対して遅滞なく事由を付して実施期限の延長を求めることができる。ただし、延長の日数は甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により業務の実施期限内に業務を完遂することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴収して実施期限を延長することができる。

3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額から完了部分に対する契約金額相当額を控除した額の年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

第11条【甲の契約解除権等】

甲は、次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 本契約の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
 - ② 業務の実施期限に、又は実施期限後相当の期限内に業務を完遂する見込みのないことが明らかに認められたとき。
- 2 乙がこの契約の条項に違反したとき。
 - 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を完遂することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
 - 4 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 5 第1項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、既に実施が完了した部分で検査に合格したものは甲に帰属し、甲は、当該部分に対する契約金額相当額を返還しなければならない。

第12条【損害賠償】

乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場

合には、この限りではない。

2 前項に定める賠償金額は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

第13条【属性要件に基づく契約解除】

甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 法人の代表者、役員、理事等、その他経営に実質的に関与している者（以下、「役員等」と言う。）が、暴力団又は暴力団員であるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第14条【行為要件に基づく契約解除】

甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第 15 条【下請契約等に関する確約】

乙は、前 2 条各号の一に該当する者(以下、「解除対象者」と言う。)を下請負人等(下請負人下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む)、受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)が当該契約に関して個別に契約しないことを確約する。

第 16 条【下請契約等に関する契約解除】

乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第 17 条【不当介入に関する通報・報告】

乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標榜ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下、「不当介入」と言う。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の

事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第 18 条 【契約不適合責任】

甲は、乙による受託業務の実施内容が、品質、水準等の面で、本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用で改善、是正その他必要な措置をする等の完遂を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、完遂を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その完遂がないときは、甲は乙に対してその不適合の程度に応じて代金の返還請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は完遂の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

- ① 履行の完遂が不能であるとき。
- ② 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ③ 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の完遂をしないでその期限を経過したとき。
- ④ 前 3 号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

第 19 条 【危険負担】

甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が債務を履行することが

できなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

- 2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が債務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

第 20 条【秘密の保持】

乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

第 21 条【補則】

本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

第 22 条【契約の有効期間】

本契約の有効期間は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、 甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和5年6月〇日

甲（委託者・発注者）

住 所：高知県高知市介良乙 985 番地 1

名 称：公益財団法人 悠久の丘

代表者：代表理事 山岡 孝典

印

乙（受託者・受注者）

住 所：

名 称：

代表者：

印